

平成29年3月吉日

お客さま各位

高岡信用金庫

**キャッシュカードによる振込みの一部利用制限について
(振り込め詐欺被害防止対策)**

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

振り込め詐欺の被害が多発しています。特に、キャッシュカードによる振込みに不慣れな高齢者のお客さまをATMに誘導して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しています。

当金庫では、こうした被害を防止するための緊急対応として、下記のとおり、キャッシュカードによる振込みの一部利用制限を実施させていただきます。

何卒、ご理解のほどよろしく願いいたします。

記

1. 利用制限の内容について

次のお客さまはキャッシュカードによる「振込み」ができなくなります（1日の振込限度額を「0円」とさせていただきます）。

(1) 対象となるお客さま（口座）

① 70歳以上で、かつ

過去3年以上キャッシュカードによる振込みをされていない口座のお客さま

② 70歳以上で新規にキャッシュカードを発行される口座のお客さま

(2) 利用制限開始日

平成29年3月21日（火）より

2. 利用制限の解除について

上記のお客さまがキャッシュカードによる「振込み」を希望される場合、平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。その際、本人確認資料をご持参ください。本人確認の上、振込みを可能とさせていただきます。

なお、キャッシュカードによる「預入れ」や「引出し」は引続きご利用いただけます。

以 上